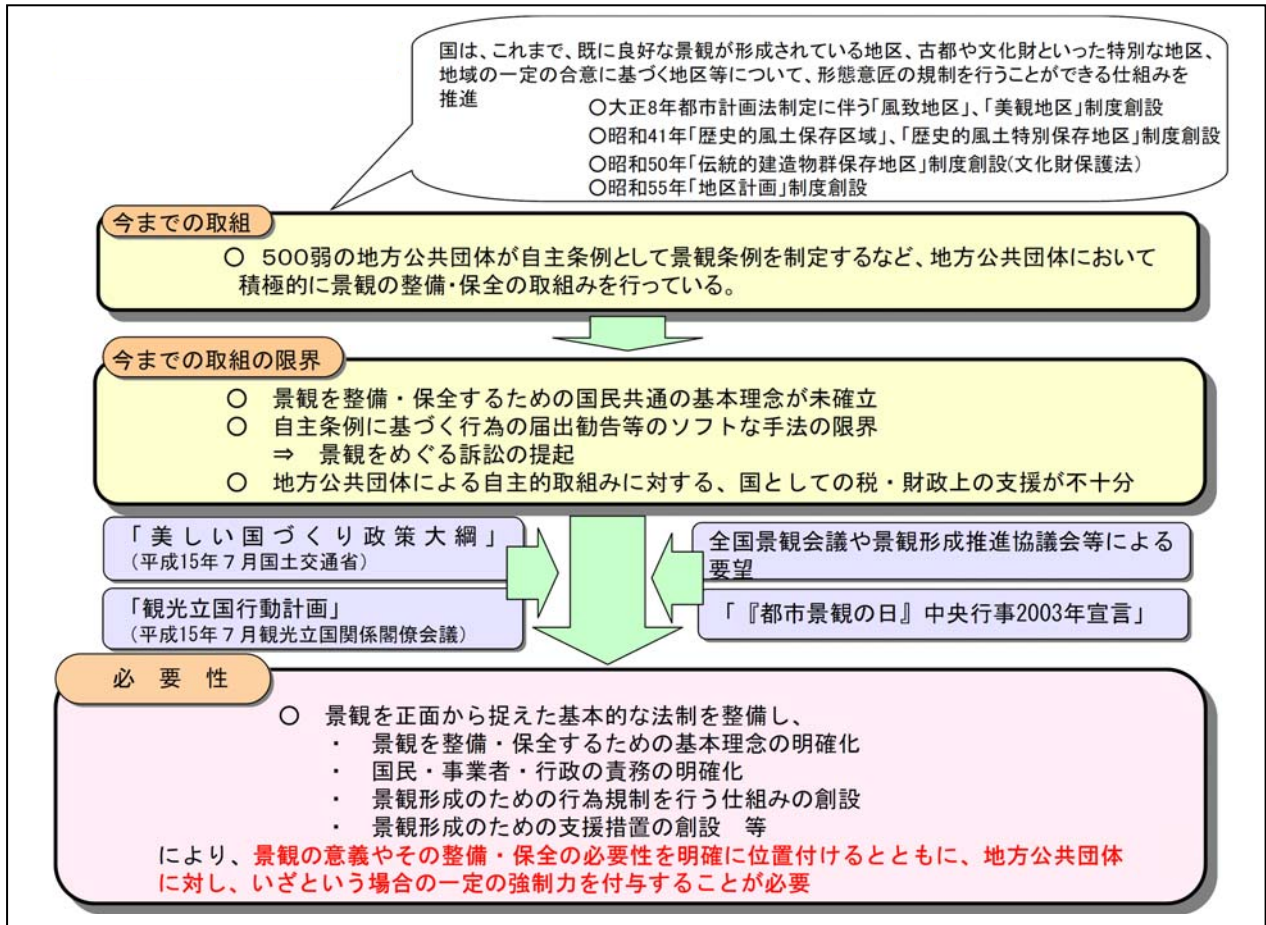


第 1 回委員会資料
(景観形成等の現状)

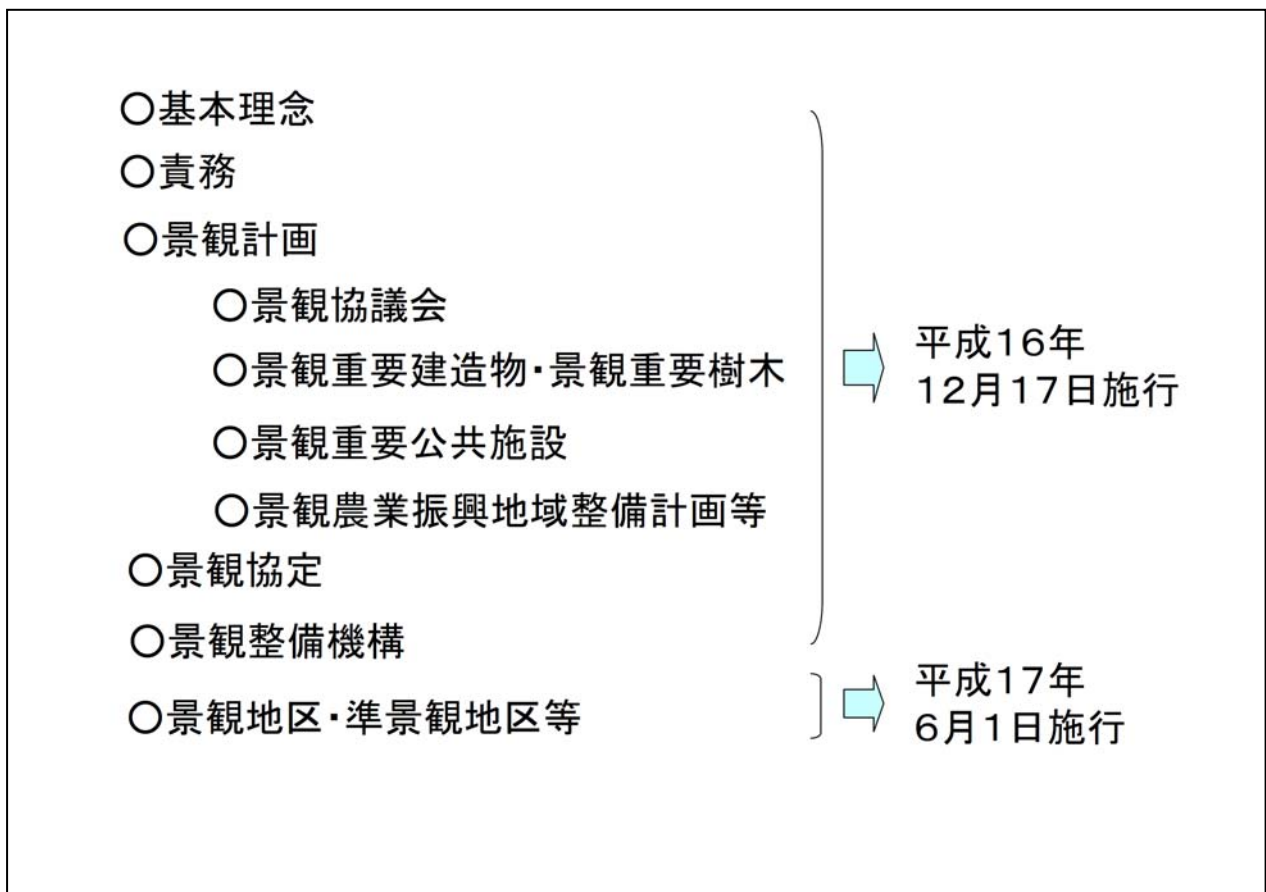
1. 景観法の概要	1
2. 滋賀県景観計画(平成 21 年 3 月施行)	5
3. 野洲市における景観関連施策	10
4. 第 1 次野洲市総合計画(H19.3)	17
5. 野洲市 都市計画マスタープラン(H19.3)	18

1. 景観法の概要(国土交通省ホームページより)

(1) 景観法の必要性(景観法の施行に至った経緯)



(2) 景観法の施行・構成



(3) 景観法の基本理念

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなくてはならない

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない

地域において積み重ねられてきた暮らしやコミュニティ等

人々の生活や経済活動等に支障をきたすような過度の制限ではないこと

良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなくてはならない

画一的な整備を行うのではなく

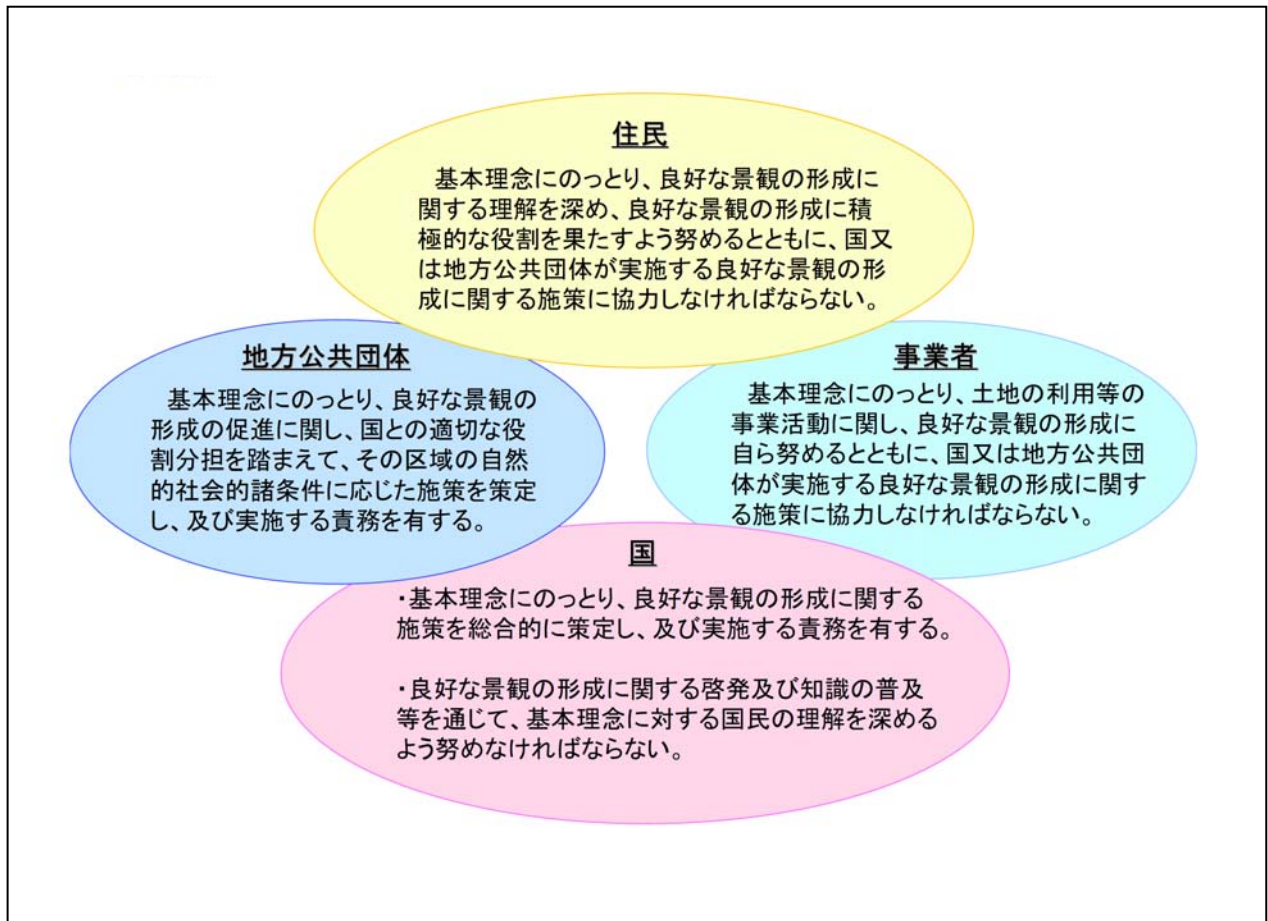
良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるものであることから、観光等の地域間の交流の観点からも、美しい景観づくりに大きな期待

良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない

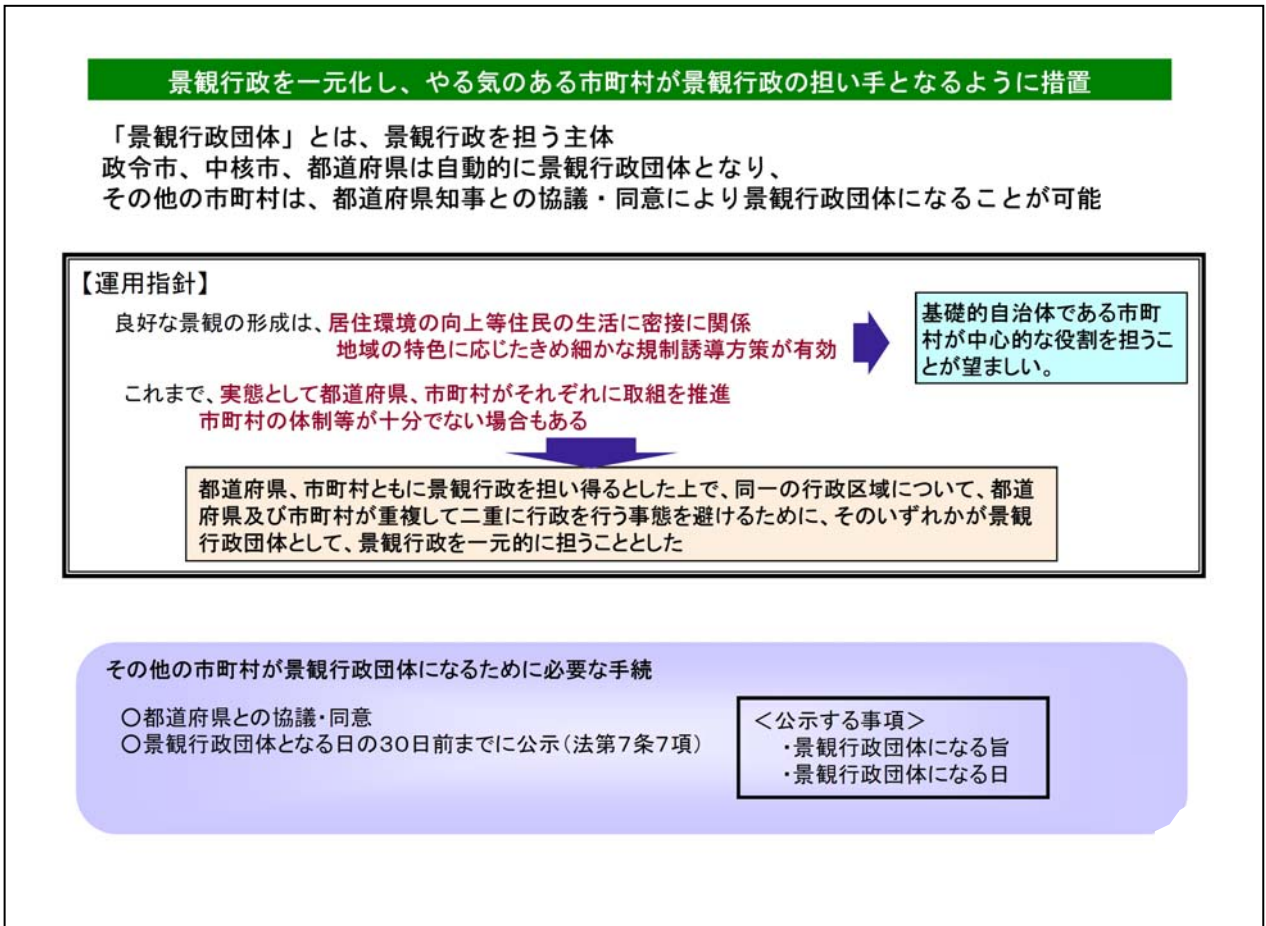
良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない

大規模な土地利用の転換を図るべき地区における再開発事業や、シンボルロード、駅周辺整備等の地域の顔を創出し、再整備する事業、住商混在の既成市街地等における地域再生の取組等

(4) 責務



(5) 景観行政団体



(6) 行為規制と支援の仕組み



(7) 景観法の対象地域のイメージ



(8) 景観計画の概要

景観行政団体が、景観行政を進める場として定める基本的な計画

- 景観行政団体が策定し、区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める
- 届出・勧告対象の行為は、条例で付加・除外どちらも可能
- 棚田の保全や耕作放棄対策など農山漁村の良好な景観の形成を図るためのツールも整備
- 景観重要公共施設として道路や河川を位置付け、景観に配慮した整備や景観の視点を加味した占用許可が可能

良好な景観の形成に関する事項を横断的かつ一体的に定めることが可能
 また、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の景観法に基づく措置は、景観計画区域内を対象

【景観計画に定める事項】

必須事項

- 景観計画区域
- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)

選択事項

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設の占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準

○景観計画の図書
 土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が景観計画区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、景観行政団体が定める方法により表示する図面
 (※原則として縮尺2,500分の1程度)

景観は、建築物、工作物のみならず、屋外広告物、公共施設、農地、森林、自然公園等の様々な事物が横断的にかかわってなされるもの

↓

良好な景観の形成の推進のためには、これらの全てを景観計画において一体的に位置付け、調和のとれた推進を図ることが有効

2. 滋賀県景観計画（平成 21 年 3 月施行）

(1) 景観計画区域

滋賀県全域。（景観行政団体である大津市、高島市、栗東市、守山市、彦根市、長浜市の区域を除く。）

(2) 風景づくりの理念と基本目標

■理念

潤いとやすらぎのある湖国の風景は、長い歴史と多くの人々の絶え間ない努力により、守り伝えられてきました。今を生活している私たちは、この素晴らしい風景を守り、育て、創造し、あるいは修復しながら未来の人々に伝えていくため、風景づくりの理念を次のとおり定めます。

わたしたちは、自然と人間がともに輝く湖国の風景を守り育て、次代に引き継ぎます。

■基本目標

風景づくりの理念に基づき、基本目標を「ひろがりの風景づくり」、「つながりの風景づくり」、「地域らしさの風景づくり」および「風景を守り育てるひとづくり」とします。

ひろがりの風景づくり

滋賀の風景の大きな特色は、琵琶湖を中心として周辺にまちやむら、田園、里山、河川、山々などが渾然一体となった風景を醸し出し、ひろがりのある一つのまとまった小宇宙を形成していることです。このような湖国の風景は、離れた市町間においてもお互いを望むことができます。このひろがりの風景を守り育てていくためには、各地域単位での風景づくりとともに、県全体の広域的で一体的な視点での風景づくりを行う必要があります。また、様々な開発による自然景観の減少や農業を取り巻く環境の変化等による農地の荒廃、および都市化の進展などにより、ひろがりの風景を形づくっている要素にも変化が生じてきていることから、湖国の風景の最大の特徴であるひろがりの風景を広域的な視点で保全していくことが非常に重要です。

「ひろがりの風景づくり」を実現するため、以下の取組が求められます。

- わたしたち県民は地域の特性を生かした風景づくりに取り組むとともに、市町や県が実施するひろがりのある風景づくりに協力することが必要です。
- 市町は対岸など他市町から望まれる風景を意識し、県や他の市町と連携した取組を進めることが重要です。
- 県は湖国のひろがりのある風景づくりを進めるため、市町間の調整を行うことが重要です。

つながりの風景づくり

湖国は街道や沿道、河川など、連続することにより美しい風景が形づくられているとともに、それぞれを周遊することにより豊かな生態系をもつ自然や歴史に育まれた文化を享受することができます。

わたしたちは、連続することによって魅力的な湖国の風景を構成している、つながりの風景を守り育てます。

「つながりの風景づくり」を実現するため、 以下の取り組みが求められます。

- わたしたち県民は地域の特性を生かした風景づくりに取り組むとともに、市町や県が実施するつながりのある風景づくりに協力することが必要です。
- 市町は特色ある道路や河川などの連続した風景の調和を図るため、県や他の市町と連携した取り組みを進めることが重要です。
- 県は湖国のつながりのある風景づくりを進めるため、市町間の調整を行うことが重要です。

地域らしさの風景づくり

それぞれの地域には、自然や歴史、人々のいとなみに培われた多くの個性的な風景が根づいています。

しかし、歴史的なまちなみの風景や、景観上重要な建造物の減少、耕作放棄地の増加等による里地、里山の荒廃や管理の行き届かなくなった河畔林の放置など、近年の都市化の波と生活、生産様式の近代化の中で、徐々に郷土の風景が変化し、ふるさとの特色ある歴史的な風景が失われつつあります。

わたしたちは、地域の風景をひろがりにつながりのある風景の中に位置づけるとともに、自然、歴史、人々のいとなみなどに培われたそれぞれの地域の特性を活かし、個性ある風景を守り育てます。

「地域らしさの風景づくり」を実現するため、 以下の取り組みが求められます。

- わたしたち県民は地域や風景に関心と愛着を持ち、地域の特性を活かした風景づくりに参画することが必要です。
- 市町は地域の特性に応じた風景づくりを進めるとともに、さらに風景づくりを進めるため景観行政団体となり、景観計画を策定することが重要です。
- 県は風景条例での取り組みをさらに推進するとともに、景観行政団体となった市町の区域以外で景観計画を策定し、市町と連携した取り組みが重要です。

風景を守り育てるひとづくり

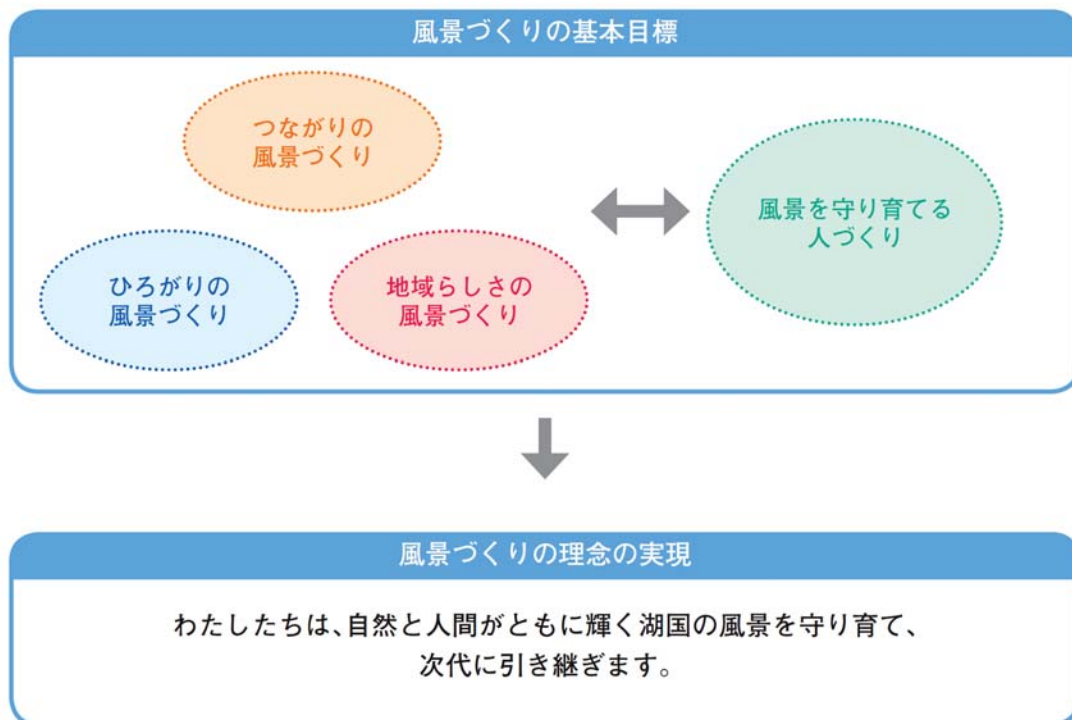
湖国の魅力ある風景を守り育て、継承していくのは、湖国に住むわたしたちです。県民、市町、県が風景づくりに関心と愛着、自覚と意欲を持ち、それぞれの立場でできること、すべきことをパートナーシップに基づく協働により実践していくことが必要です。美しい風景は人の心をなごませ、豊かな人づくりにもつながります。

風景を創っていくのはわたしたち一人ひとりの役割と認識し、先人が残してくれた、魅力ある湖国の風景を守り育て、継承していく人づくりを進めます。

**「風景を守り育てるひとづくり」を実現するため、
以下の取り組みが求められます。**

- わたしたち県民は地域に関心と愛着を持ち、近隣景観形成協定による取り組みや美化活動など、風景づくりへの参画や協力をする必要があります。
- 市町は地域における人材育成やネットワークの形成を推進することが重要です。
- 県は湖国の風景づくりのための人材育成やネットワークの形成を推進することが重要です。

……風景づくりの基本目標概念図……



(3) 景観重要区域等(区域ごとの景観形成)

景観計画区域を以下の区域等に分け、区域ごとの特性に応じた景観形成基準を設けている。

景観重要区域	(1)琵琶湖景観形成地域	
	(2)琵琶湖景観形成特別地区	
	(3)沿道景観形成地区	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 307 号沿道景観形成地区 ・国道 365 号沿道景観形成地区 ・主要地方道大津能登川長浜線沿道景観形成地区
	(4)河川景観形成地区	<ul style="list-style-type: none"> ・芹川河川景観形成地区 ・姉川河川景観形成地区 ・杣川河川景観形成地区 ・宇曾川河川景観形成地区
景観重要区域以外		

(4) 景観重要建造物、樹木の指定の方針

	景観重要建造物	景観重要樹木
指定対象	<ul style="list-style-type: none"> ○登録有形文化財である建造物 ○歴史的、文化的価値を有する建造物 ○歴史的な様式や地域固有の様式を継承する建造物 ○県民に親しまれ、周辺景観のシンボルとなっている建造物 ○県民、市町による推薦があった建造物 	<ul style="list-style-type: none"> ○健全で樹形が景観上優れているもの ○地域の固有の自生種で希少品種のもの ○地域に元来ある樹種で樹齢が高いもの ○景観上シンボリックな場所に位置しているもの ○県民、市町による推薦があった樹木
指定にあたって	指定にあたっては、県民及び市町等からの推薦制度や、景観及び専門家及び第三者機関の意見を聞いて指定を行う。	

(5) 景観重要公共施設

景観重要公共施設に位置付けると、景観計画に即して整備することになるが、現時点では、指定された共施設はない。

対象公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ①琵琶湖 ②国道307号線 ③国道365号線 ④主要地方道大津能登川長浜線 ⑤姉川 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥芹川 ⑦杣川 ⑧宇曾川 ⑨湖岸緑地 ⑩その他景観上重要な道路や河川等
位置づけにあたって	管理者と協議を行い、可能なものから景観重要公共施設として位置づける。	

(6) 関連施策および景観行政団体との連携による景観形成の推進

① 景観農業振興地域整備計画との連携

農山村地域は、自然の中で農林業の営みを通じて自然と一体となった風景を醸しだし、地域で永続的に営まれた生業が、今日の地域の個性ある豊かな田園風景を造ってきた。

このことから、地域の文化や伝統を守りつつ、農地の持つ多様な機能を保全活用し、田園、集落、里山、森林、川辺などと一体となった風景を維持発展させるため、市町の農業振興地域整備計画と整合性を図り、良好な営農条件を確保しながら、地域の特色ある田園風景を守り発展させるものとする。

② 景観行政団体協議会の設置およびその活用

景観行政は、住民に身近な市町が中心的な役割を担うことが望ましいことから、できるだけ多くの市町が景観行政団体となる必要がある。

一方、景観法においては、県または景観行政団体となった市町のいずれか一方が景観法の活用を図ることとされており、県土全体で調和のとれた景観形成を進めるという広域的な観点からは、県と景観行政団体となった市町とが連携・協力を図ることが不可欠である。

このことから、両者で構成される景観行政団体協議会を設置し、県土全体の風景づくりの協議を行い、琵琶湖を中心とした一体的な景観形成に努めるものとする。

3. 野洲市における景観関連施策

滋賀県景観計画	景観重要区域	(1)琵琶湖景観形成地域	・主要地方道大津能登川長浜線沿道景観形成地区
		(2)琵琶湖景観形成特別地区	
(3)沿道景観形成地区			
景観重要区域以外			

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例に基づく『近隣景観形成協定認定地区』	⑤2 吉川地区	⑥4 比留田地区
	⑤5 安治地区	⑥8 木部地区
	⑤6 小比江地区	⑥9 吉地地区
	⑥2 西河原地区	⑦4 菖蒲地区
	⑥3 虫生地区	⑦9 堤地区



滋賀県景観計画(届出対象行為・基準項目)

		景観重要区域			景観重要区域以外
		琵琶湖景観形成地域	琵琶湖景観形成特別地区	沿道景観形成地区 (主要地方面大津能登川長浜線沿道景観形成地区)	
届出対象行為	建築物等の新築、新設、増築、改築または移転	●	●	●	大規模建築物等のみ
	建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	●	●	●	・高さ 13m以上or4 階建て以上の建築物 ・高さ 13m 以上の工作物
	木竹の伐採	●	●	●	-
	屋外における物件の堆積	●	●	●	-
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	-	●	●	-
	水面の埋立てまたは干拓	-	●	●	-
基準項目	建築物等の敷地内における位置、高さ、形態、意匠、色彩または素材	●	●	●	○(高さ除く)
	大規模建築物等の屋外の建築設備または屋上工作物の位置、形態、意匠、色彩または素材	-	-	-	●
	緑化措置または樹木等の保全措置	●	●	●	●
	木竹を伐採する場合の位置または規模	●	●	●	-
	屋外において物件を集積し、または貯蔵する場合の位置、高さまたは遮へい措置	●	●	●	-
	鉱物を掘採し、または土石の類を採取する場合の遮へい措置または事後措置	-	●	●	-
	水面を埋め立て、または干拓する場合の護岸の措置	-	●	●	-
	土地の形質を変更する場合のり面の措置	-	●	●	-
その他、知事が景観形成のため必要と認める事項	●	●	●	●	

第52号 ^{よし かわ} 吉川区 緑豊かなまちづくり協定

野洲市吉川地区237世帯（平成12年3月31日締結 平成12年3月31日認定）

協定の内容

吉川区の区域内を緑豊かな住みよいまちにする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態および色彩については、周囲の調和が図れるように努める

【敷地の緑化】

- 敷地内の緑化および既存の樹木等の維持管理に努める
- 庭木や草花を植栽し緑化に努める

【公共地の緑化および美化】

- 公共地の緑化、美化に努める



コーナースポットの整備

地域の沿革と概要

吉川区は、旧中主町の北端に位置し、旧野洲川が運んできた肥沃な土砂が堆積したことにより、豊かな農耕地として発展してきた。現在、しゅんぎくを始めとする県下でも有数の野菜の産地である。このような中、本地域の中央に位置する野洲川北流廃河川敷地（約22ha）が、平成13年度から県営湖岸緑地（中主吉川地区）として整備されており、これを契機に景観に配慮した緑豊かな地域づくりを進めている。



活動内容

公共地の緑化、フラワーボット設置、清掃作業、区域内研修（ウォークラリー）、先進地視察、景観に配慮したごみ集積所の設置等



ごみ集積所の整備

第55号 さとみちに香り広がるまちづくり協定

野洲市安治地区119世帯（平成12年12月10日締結 平成13年2月8日認定）

協定の内容

安治区の区域内を花の香りと話し声が広がる住みよいまちとする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 原則として勾配屋根のあるものとする
- 色彩 落ち着いた色調とする

【敷地の緑化】

- 道路沿いは、できるだけ庭木や草花を植栽し、緑化に努める
- 道路から見える場所には、できるだけ中高木を植栽する

【公共地の緑化および美化】

- さとみち沿い、川沿い、集会所等には、できるだけ四季を通じて花の香りが漂うような環境を創り出す
- 堤防、公園等にコスモス等の花を植栽する



コーナースポットの整備

地域の沿革と概要

安治区は、旧中主町のほぼ中央に位置し、古くから良質の米が多く収穫される豊かな農村集落である。当区に属する農用地の最北は琵琶湖に接しており、これらほとんどの農用地は、中世末以降の干拓地により耕地化されたもので、こういったことから「安治」と云う集落名も元は「淡地」と称された語が転じたものと云われる。当区では、これまでからも独自の景観を含めたまちづくり活動を展開してきたが、平成13年度区民会館の新築に合わせた修景整備を契機に豊かな景観形成を図っている。



活動内容

公共地の緑化、フラワーボットの設置、清掃作業、先進地視察、区民会館の修景整備等



区民会館の修景整備

第56号 水と緑と語り広場のあるまちづくり協定

野洲市小比江地区18世帯（平成12年12月25日締結 平成13年2月8日認定）

協定の内容

小比江区の区域内を水と緑と語り広場のある住みよいまちとする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 原則として勾配屋根のあるものとする
- 色彩 壁の色彩は、できるだけ落ち着いた色とする

【敷地の緑化】

- 道路沿いは、できるだけ緑化に努める
- 道路から見える場所には、できるだけ中高木を植栽する

【公共地の緑化および美化】

- 公共地の緑化、美化に努める



沿道修景整備

地域の沿革と概要

小比江区は、旧中主町の南部に位置し、野洲川下流地帯の肥沃な土壌と豊富な用水に恵まれ、主に野菜の産地として栄えてきた。近年では、特産品の推進として平成6年よりハウスぶどう（愛称：あいちゃん）の栽培が16戸の農家47aで作付けされ中主町の新たな特産品となっている。この様に当区は、野菜の栽培が盛んなことから集落の中央に野菜の洗い場が設置されており、この場を中心に区民が憩い語り広場を進めている。



活動内容

公共地の緑化、フラワーボットの設置、清掃作業、先進地視察、遊園地の修景整備等



沿道修景整備

第62号 自然を育み心のふれあうまちづくり協定

野洲市西河原地区340世帯（平成13年12月27日締結 平成14年1月15日認定）

協定の内容

西河原区の区域内を自然を育み心のふれあう町とする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態および色彩については、周囲との調和が図れるものとする

【敷地の緑化】

- 道路沿いは、できるだけ緑化に努めるものとする
- 道路から見える場所には、できるだけ中高木を植栽する

【公共地の緑化および美化】

- 公共地の緑化、美化に努める



地域の沿革と概要

西河原区は、旧中主町の中心に位置しており、町の中心機能を有する地域として発展してきた。近年の土地利用においては、若者の定住と魅力あるまちづくりの推進およびまちの活性化を目的として、昭和54年から平成2年にかけて町が土地区画整理事業を実施し、良好な住宅開発や商業施設等の集積が徐々に進みつつある。

当区では、活発な自治会活動に取り組んでおり、今回の近隣景観形成協定を機により豊かな景観形成を図ろうとしている。



活動内容

公共地の緑化、清掃作業、広報誌の発行等



第63号 歴史香る 花と緑が豊かな虫生のまちづくり協定

野洲市虫生地区75世帯（平成13年12月18日締結 平成14年1月15日認定）

協定の内容

虫生区の区域内を歴史香る花と緑が豊かなまちとする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 できるだけ勾配屋根のあるものとする
- 色彩 壁の色彩はできるだけ落ち着いた色とする

【敷地の緑化】

- 道路沿いは、できるだけ緑化に努めるものとする
- 道路から見える場所には、できるだけ中高木を植栽する

【公共地の緑化および美化】

- 公共地の緑化、美化に努める



地域の沿革と概要

虫生区は、旧中主町の東南に位置する。集落名は、虫生神社々蔵の矢八日神記に虫生神より起こるとされ、集落の中心に位置する虫生神社が悠久の歴史をしのばせている。現在、昭和62年から「特別栽培米制度」を利用したシルキーライス（超低農薬米）を用いて兵庫県芦屋市消費者協会を中心に取引契約による計画的な栽培を進めるなど農業の先進地となっている。

当区では、これまでもからも景観づくり活動を展開しており、近隣景観形成協定制度を活かし、より豊かな景観形成を図ろうとしている。



活動内容

公共地の緑化、清掃作業、花壇、フラワーポットの設置等



第64号 緑豊かなうるおいと「和」のあるまちづくり協定

野洲市比留田地区245世帯（平成14年1月15日締結 平成14年1月18日認定）

協定の内容

比留田区の区域内を緑豊かなうるおいと「和」のあるまちとする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 原則として勾配屋根のあるものとする
- 色彩 壁の色彩はできるだけ落ち着いた色とする

【敷地の緑化】

- 道路沿いは、できるだけ緑化に努めるものとする
- 道路から見える場所には、できるだけ中高木を植栽する

【公共地の緑化および美化】

- 公共地の緑化、美化に努める



地域の沿革と概要

比留田区は、旧中主町の東に位置し、当集落が誕生したのは、奈良期以前と言われる。集落内の浅殿神社に比良多神が祀られ、この比良多神を中心に繁栄したもので、集落名もこの神名からでたとされる。一級河川日野川、家棟川と琵琶湖の恩恵から農業の最適地として発展し、町内でも最も認定農業者（大規模農家）を有する集落である。

当区では、田園に囲まれた美しい姿を残しており、今回の近隣景観形成協定を機にそれらを活かした景観形成を図ろうとしている。



活動内容

公共地の緑化、清掃作業等



第68号 「門前町すてき木部」まちづくり協定

野洲市木部地区91世帯（平成14年11月10日締結 平成15年3月3日認定）

協定の内容

木部区の区域内を「緑豊かな景観の創造と歴史漂う、うるおいと和のある住みよいまち」とする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 できるだけ勾配屋根のあるものとする
- 色彩 壁の色彩はできるだけ落ち着いた色とする

【敷地の緑化】

- 道路沿いは、できるだけ緑化に努めるものとする
- 道路から見える場所には、できるだけ中高木を植栽する

【公共地の緑化および美化】

- 公共地の緑化、美化に努める



木部錦織寺フェスタ



木部神社沿道景観

地域の沿革と概要

木部区は、旧中主町の東南に位置する。集落名は、浄土真宗木辺派本山の錦織寺を由来とする。錦織寺は天安堂建設後、親鸞聖人が滞在の折、天女が錦を織って献じたことから、時の四條天皇によりこの名が付けられた由緒ある寺であり、悠久の歴史をしのばせている。

近年、少子高齢化が進む中、地域の活性化につなげようと錦織寺の「御正忌報恩講」が11月21日から28日にかけて行われるのに合わせて、毎年約1週間前からイルミネーションで飾り、多くの人で賑わいを見せている。また、11月23日には「木部錦織寺フェスタ」と題し、錦織寺門前通りで、フリーマーケット広場やイベントを開催している。

このように独自の地域づくりや景観づくり活動を展開しており、今後、近隣景観形成協定制度を活かし、より豊かな景観形成を図ろうとしている。



活動内容

公共地の緑化、清掃作業、錦織寺フェスタに合わせた道路両側のイルミネーション設置等

第69号 吉地区 住み良い緑の町づくり協定

野洲市吉地区207世帯（平成14年12月24日締結 平成15年3月3日認定）

協定の内容

吉地区の区域内で緑ある美しい住み良い町づくりを推進することを目的とする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 できるだけ勾配屋根のあるものとする
- 色彩 壁の色彩はできるだけ落ち着いた色とする

【敷地の緑化】

- 道路沿いは、できるだけ緑化に努めるものとする
- 道路から見える場所には、できるだけ中高木を植栽する

【公共地の緑化および美化】

- 公園および区民会館等の公共用地には、四季を通じて花の香りが漂う花木を植栽する



吉地神社

地域の沿革と概要

吉地区は、旧中主町の中心に位置している。近年、土地利用において、若者の定住と魅力あるまちづくりの推進およびまちの活性化を目的として、市が昭和54年から平成2年にかけて土地区画整理事業、平成9年から工業団地の整備を実施したことにより、良好な住宅開発や商業施設、工場等の集積が徐々に進みつつある。

また、健康福祉センター（ふれあいセンター）や3年生保育の幼稚園など公共施設が立地しており、市の中心機能を有する地域として発展している。

当区では、人口の増加に伴い今まで以上に活発な自治会活動に取り組んでおり、今回の景観形成協定を機により豊かな景観形成を図ろうとしている。



活動内容

公共地の緑化・花木の植栽、清掃作業等



吉地区内都市公園沿道景観

第74号 自然を守りときめく あやめのまちづくり協定

野洲市菖蒲地区53世帯（平成15年12月14日締結 平成16年3月23日認定）

協定の内容

菖蒲区の区域内の自然を守ることにより、心ときめくあやめのまちづくりを目指す。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 できるだけ勾配屋根のあるものとする。
- 色彩 壁の色彩はできるだけ落ち着いた色とする。

【敷地の緑化】

- 道路沿いは、できるだけ緑化に努めるものとする。
- 道路から見える場所には、できるだけ中高木を植栽する。

【公共地の緑化および美化】

- 公共地の緑化、美化に努める。



地域の沿革と概要

菖蒲区は、田中主町の北部に位置し湖周道路を介し琵琶湖に面する集落である。古来より湖辺一帯は菖蒲の群生地であったと言われています。昭和40年代には、菖蒲集落の湖岸の「あやめ浜」では、隣接する「マイアミ浜」と共に、京阪神地域および県内各地からの水泳客・キャンプ客で賑わいました。その後、菖蒲集落においては、湖岸道路の開通、リゾートネックレス構想によるリゾート区域の指定、近江鉄道（株）あやめ営業所の開設などがあり、これにより集落をとりまく環境は変化してきました。

菖蒲区では、行政等と協力しながら、あやめ浜の松の枯れ枝の処理やまびき作業を継続的にされており、古来より生育する松並木の保護活動に積極的に努められている。こうした地域の独自の活動が、今後の菖蒲集落の景観づくりに生かされていくものと考えます。



活動内容

公共地の緑化、清掃作業等



第79号 沢ガニの棲むまちづくり協定

野洲市堤地区96世帯（平成19年1月18日締結 平成19年3月9日認定）

協定の内容

沢ガニが棲める地域内の環境を守り育て、緑溢れる景観づくりを推進する。

景観形成に関する事項

- 地球的視点による地域の環境の創造
（水路清掃、省エネの取り組みなど）
- 周囲の景観が保たれる建築物等の維持管理
- 敷地内の緑化、維持管理
- 景観に配慮した建築物の形態と色彩
- 敷地内の緑化

地域の沿革と概要

堤地区は、田野洲川北流に隣接し、1400年代の古文書にも記録がある兵主18郷の一つであり、川の恵みから琵琶湖につながるクリークを有し、農業が盛んな集落として繁栄してきた。1953年の野洲川大水害では集落全域が水没する被害を受けたが地域住民の力により復興し、その後野洲川の大改修により堤防が平地化され緑が少なくなった今、自然への畏敬とその恩恵を見つめ直し、緑溢れる地域の環境づくりに取り組んでいる。

堤自治会全景



活動内容

田野洲川廃川敷地に隣接し、緑溢れる地域の環境の創造を目指した様々な地域の取り組みを推進している。

- ・ 地下水を利用し、集落内の水路への清流を復活させる取り組み
- ・ 集落周辺の水路でのホタルの復活・沢ガニが生息できる地域内の環境づくり
- ・ 地球温暖化防止のため省エネの取り組み等



集落周辺水路清掃



ホタル復活大作戦



沢ガニ生息環境づくり

4. 第1次野洲市総合計画(H19.3)

(1)前期 基本計画 (関連項目のみ)

第3章 美しい風土を守り育てるまち

1 ふるさとの景観の保全と創造

〈施策の目標〉

三上山や琵琶湖などの自然と調和したふるさとの眺望景観と各地域の特性に応じた優れた街並み景観が保全・創造される美しいまちをめざします。

〈施策の成果指標〉

指標	現状値	平成 25 年度	平成 32 年度
①野洲市は、三上山や琵琶湖、田園景観などの眺望景観に優れたまちだと考えている市民の割合	84.5%	85.0% 現状維持	85.0% 現状維持
②野洲市は、街並みの景観が優れたまちだと考える市民の割合	46.7%	50.0%	60.0%

〈施策の柱と基本事業の内容〉

施策の柱	基本事業の内容
①地域の景観資源の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○三上山や里山から田園を経て琵琶湖へ続く眺望景観を貴重な地域資源として、その景観の保全に配慮したまちの整備を進めます。 ○生涯学習の教材として地域のフィールドワークを実施するなど、ふるさとの景観を再発見し、意識醸成に努めます。 ○景観を乱す看板等構築物の設置については、住民の理解と協力を促すとともに、必要な指導の強化に努めます。
②地域性豊かな街並みの創造	<ul style="list-style-type: none"> ○建築協定等に基づき、均衡ある美しい街並みの形成を促します。 ○道路整備や河川整備、市街地整備などの公共事業の施工にあたっては、景観の創造に配慮し実施します。 ○修景事業等による新たな景観の創造について、市民・事業所とともに検討し計画的に推進します。 ○地域の街並み醸成に対する認識を高め、近隣景観形成事業などに基づいた地域ぐるみの取り組みを促します。 ○地域住民の自発的な意志に基づいた「景観協定」の締結を促進し支援します。

〈人権・環境の視点と協働の手法〉

- 人権**／景観保全や建築等に係る協定等の締結にあたっては、すべての人の参画と合意に基づいて検討がなされるよう、慎重に配慮して取り組みを進めます。
- 環境**／自然環境そのものを保全することを基点にして景観の保全を推進します。
- 協働**／景観の保全については、行政が関与できる部分が限られてくる事項も多く、市民・事業所が自ら協働で果たすべきことについて、積極的な取り組みを促し、協働のまちづくりを推進します。

5. 野洲市 都市計画マスタープラン(H19.3)

(1) 都市づくりの方針(関連項目のみ)

5. 風景づくりの方針

◆ 風景づくりの基本目標

- 水と緑豊かな自然の保全・育成等による美しい庭園都市の形成を目指します
- 地域の歴史的・文化的風土を生かした魅力ある風景づくりを目指します
- 周囲の田園風景等に配慮した施設等の整備誘導を目指します

(1) 山並みの風景

- 野洲市域南部に連なる、三上山、妙光寺山、鏡山等の山地、丘陵地は、湖南平野や琵琶湖岸から眺望される美しい山並みを形成しているため、今後も、適切な維持・管理により森林・樹林地等の保全を図るとともに、建築・開発行為に対しては、「滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例」の基準による適正な指導・誘導に努めます。
- 三上山は、わが国を代表する琵琶湖周辺の景観資源として、市域のみならず、滋賀県下の風景に重要な役割を担うことから、今後も風致地区や自然公園、保安林等の法規制と連携しつつ、森林・樹林地の保全に努めます。
- 三上山周辺においては、必要に応じて、周辺からの眺望に影響する建物の高さや色調、意匠、緑化等の誘導について長期的に検討していきます。

(2) 湖辺・水辺の風景

① 琵琶湖沿岸

- 市域北部の琵琶湖岸と湖面は、「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づく琵琶湖景観形成地域に指定されています。琵琶湖沿岸の風景は、白砂青松の砂浜や、ここから対岸にある比良山系の山々等への眺望に配慮しつつ、周辺部を含めた建築・開発行為等に対して適切な指導・誘導に努め、琵琶湖沿岸一帯の景観資源の保全に努めます。

② 河川・ため池等

- 野洲川、日野川等に代表される河川については、水面、護岸、河川敷、堤防、河畔林等が一体となった水辺の風景の保全に努めるとともに、護岸改修等にあたっては、自然に配慮した整備に努めます。
- 家棟川、童子川、新川等については、緑地の整備と併せて特徴ある風景づくりに努めます。
- 主に南部の山麓部に点在するため池については、ため池としての機能と安全性に留意しつつ保全に努め、樹林、田園等と一帯となった風景の形成を創出します。

(3) 田園・里山の風景

- 「近江米」の産地として古くから“豊積の里”と呼ばれてきた北部に広がる水田については、農地の多面的な機能の一つとして、集落地を含めた田園風景の保全に努めます。
- 市域南部には、田園集落と一体となった里山の風景があり、森林・樹林地の適切な維持・管理等により、里山の風景の保全に努めます。

(4) 歴史のある風景

- 旧中山道や旧朝鮮人街道の沿道には、旧街道の名残のある比較的古い家屋が点在している

ため、無電柱化の促進や修景舗装の整備など、地域住民の協力のもと、歴史街道と周辺市街地との調和に配慮した風景づくりに努めます。

- 市域に存在する大岩山古墳群等史跡や御上神社、大笹原神社、兵主神社、錦織寺等の社寺、近世初期の城郭であった永原御殿跡といった歴史的資源については、これらを活かしつつ周囲の樹林地の保全や緑地の整備等と一体となった本市の歴史を象徴する風景づくりに努めます。

(5)市街地中心部のまちな風景

- 市街地中心部については、うるおいとゆとりある都市空間の創出のため、道路緑化や工場外周部の緑化等を推進します。
- JR野洲駅周辺の商業・業務地においては、多くの人々が往来する地域であるため、街路樹・植栽帯等の配置や歩道の美化等、快適で魅力ある都市景観の形成を図ります。
- 既成市街地・集落地については、各地域の住民生活に基づく歴史的・文化的風土を生かし、都市部と農村部が相互に調和した風景の形成を図るとともに、美しい道路景観の創出を図ります。

(6)住宅地の風景

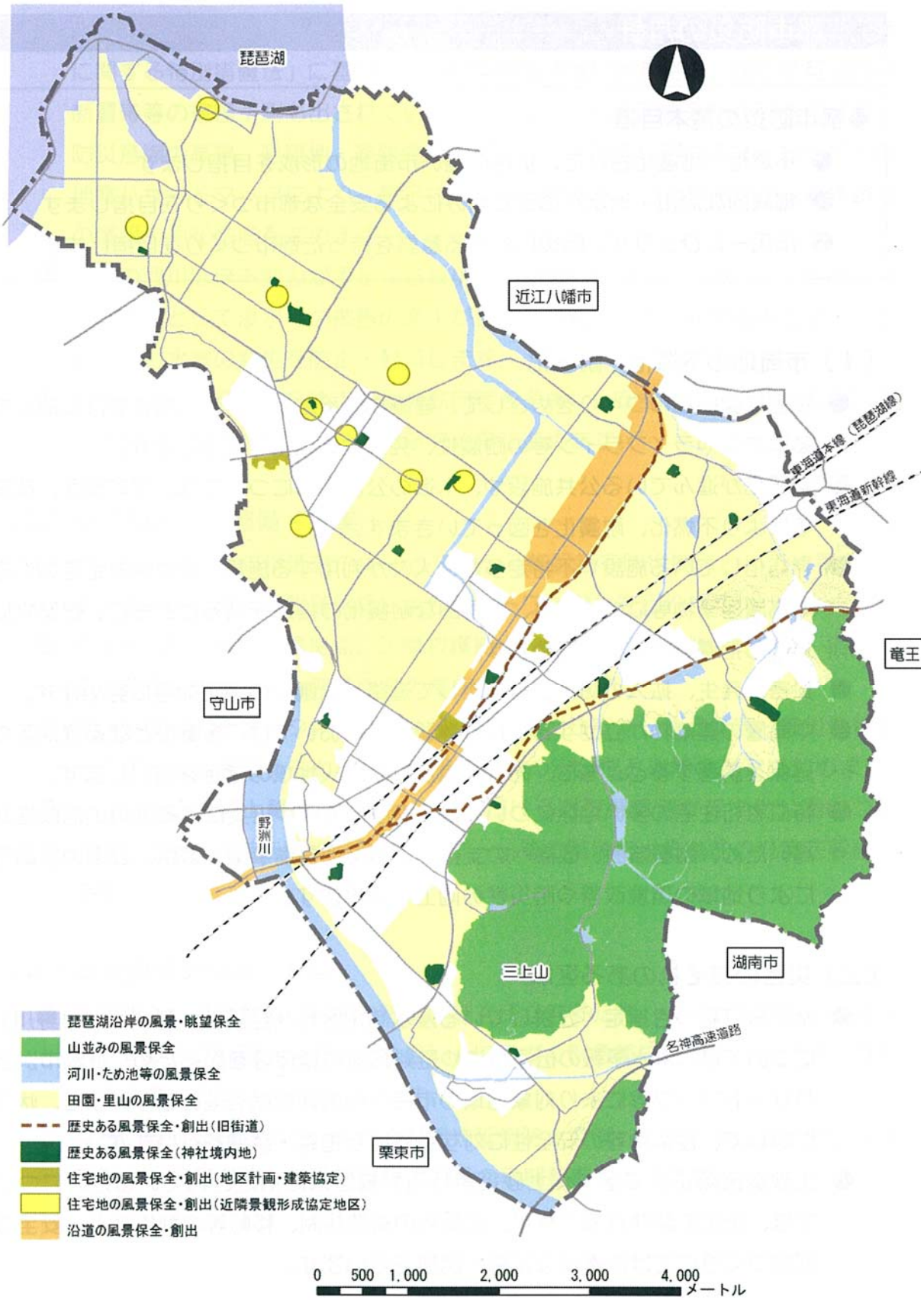
- 計画的に整備された住宅地等については、ホープタウン錦の里地区等の地区計画制度や久野部東地区、阪急野洲富波住宅地において結ばれている建築協定を、さらに、農業集落地については「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づく近隣景観形成協定などをモデルとしつつ、建築物の形態、意匠、色彩、緑化等のルールを定め、地域住民の協力により緑豊かでゆとりある住宅地の風景の創出を図ります。また、一定の集団で新たに整備する住宅地については、可能な限り無電柱化(電線類地中化)を誘導します。

(7)沿道の風景

- 市域中央を横断する主要地方道大津能登川長浜線等は、滋賀県を代表する風景の要素として「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」の沿道景観形成地区に指定されているため、周辺の市街地や田園風景等との調和に配慮した建築物等の形態、色彩、緑化等を図ります。
- 地域の風景と調和した美しい道路景観、沿道景観を形成するため、標識、電柱、照明、防護柵等の道路附帯施設の設置にあたっては、周囲の景観に配慮した色彩、形状を検討し、幹線道路を中心に適宜整備・充実を図っていきます。
- 美しい道路沿道景観形成とバリアフリー化等の安全・快適な歩行空間の拡大に向けて、市街地中心部の幹線道路をはじめ、良好な景観を創出している住宅地や歴史的まち並みが存在する地区等において無電柱化(電線類地中化)を促進します。
- 美しい良好な風景を保全するため、状況に応じて屋外広告物の掲出を規制します。特に、戸建て住居を中心とする計画的に整備された住宅地や、三上山とこれに連なる山地・丘陵地、指定文化財の周辺、そして田園風景を保全する主要地方道大津能登川長浜線や琵琶湖沿岸の風景を保全する一般県道近江八幡大津線沿道については、屋外広告物の掲出を強く規制します。

※風景づくりの実現に向けては、当面、「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」、「湖国風景づくり宣言」等を踏まえて進めていきますが、将来的には景観計画の策定により野洲市独自の風景づくりの明確化を図るなど、長期的に景観法に基づく景観行政団体の適用を検討していきます。

【風景づくり方針図】



※ 図は概ねの範囲を示しています。